

学習会「共謀罪について」を開催

2017年7月6日（木）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、学習会「共謀罪について」を開催しました。

冒頭、小林会長の挨拶があり、その後、連合本部総合政治局の照沼光二次長に講演いただきました。

「共謀罪」を盛り込んだ「改正組織犯罪処罰法」は、6月15日に可決・成立し7月11日より施行されています。本学習会では、法律の問題点についての理解を深めるため、

- 法律の概要
- 懸念される点
 - ・定義のあいまいさやさまざまなおそれ
 - ・想定されるケース
- 連合の考え方



▲学習会の様子



について説明いただきました。

この学習会に50人（女4人、男46人）が参加しました。

2017原爆展を開催

2017年7月21日（金）～23日（日）にかけて、和歌山市「和歌山県JAビル」において原爆展を開催しました。

『「願う」平和から「叶える」平和』

をテーマに、連合近畿地方ブロック連絡会が開催しているもので、今年で4回目の開催となります。

悲惨な戦争、原爆の被害を

- ・忘れない
- ・語り継ぐ
- ・繰り返さない



ために、広島・長崎の原爆投下直後の状況や被爆の様子を伝える写真パネル30点を展示しました。



▲原爆展の様子

この原爆展は、「若者が平和運動を進めることが大事（次世代への継承）」との思いから、連合和歌山青年委員会が中心となって毎年開催しています。

期間中に169人（大人158人、子供11人）の方々に来場いただきました。ありがとうございました。

2017 平和運動を展開中

私たちがめざす「安心して暮らし、働き、労働運動に携わることのできる社会」の実現には、「社会が平和で安定していること」が大前提です。戦争はあらゆる社会基盤を破壊します。

そのため連合は平和運動に積極的に取り組み、世論を巻き起こし、地球規模での“絆づくり”を進めることで、平和で安定した社会・暮らしの実現をめざしています。

連合は平和運動として主に、次の3つの課題に取り組んでいます。

1. 核兵器廃絶による世界の恒久平和の実現と、被爆者支援の強化
2. 在日米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的見直しに向けた運動
3. 北方領土の早期返還と日ロ平和条約の締結をめざす運動

連合の平和4行動

平和行動 i n 沖縄	太平洋戦争の末期、沖縄に上陸した米軍との激しい地上戦で20数万人の命が奪われました。このような悲劇を二度と繰り返さないため、6月23日の沖縄「慰霊の日」に戦没者の霊を慰め、平和の尊さを心に刻みます。
	6月23日（金）～25日（日） 連合和歌山から6人参加
平和行動 i n 広島	太平洋戦争終結直前の1945年8月6日、米軍によって原子爆弾が広島に投下され14万人の尊い命が奪われました。人類史上初めて原爆が投下された広島の地で、悲劇が二度と繰り返されないよう訴え続けています。
	8月5日（土）～6日（日） 連合和歌山から5人参加
平和行動 i n 長崎	広島につづき1945年8月9日、長崎にも原爆が投下され、7万4,000人が息絶え、7万5,000人余が傷つきました。長崎の地から平和への祈りを込め、二度と核兵器が使われないよう強く訴えていかなければなりません。
	8月8日（火）～10日（木） 連合和歌山から4人参加
平和行動 i n 根室	北方四島は日本固有の領土ですが、第二次世界大戦終結時から今日まで、ロシアによる不法占拠が続いています。領土返還と日ロ平和条約の締結なくして真の平和はありません。
	9月8日（金）～11日（月） 連合和歌山から5人参加予定



▲沖縄での平和行動



▲広島での平和行動



▲長崎での平和行動



Q 週3日のパート勤務です。
「パートに有給休暇はない」と言われたけれど、本当？

A 年次有給休暇(年休)は、6カ月以上の連続勤務をし、全労働日の8割以上出勤していれば、雇用形態にかかわらず、すべての労働者が取得できます(労基法第39条)。

パートやアルバイトでも、週5日以上勤務または週所定労働時間が30時間以上であれば、正社員と同じ最低10日間の年休があります。また、週4日以下で週の所定労働時間が30時間未満の場合でも、所定労働日数に応じた年休日数となります。これらの要件を満たした労働者が請求しているにもかかわらず、会社が年休を取らせない場合は、法律違反となります。詳しくは連合HPへ!
(<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>)



Q 「休日」に出勤したのに、振替休日と代休ではどうして取り扱いが違うの？



A 「振替休日」と「代休」は混同されがちですが、法律上の扱いが異なります。

振替休日とは、休日と定められていた日を労働日とする代わりに、他の労働日を休日とすることです。日を入れ替えるだけですから、割増賃金は発生しません。ただし、休日を振り替えるためには、就業規則や労働協約に定め、事前に休日を振り替える日を特定して振替日を労働者に通知する必要があります。この場合でも「1週間に1日」または「4週間に4日」の法定休日を確保する必要があります。

一方の代休は、休日出勤をした代償として後日休みを取ることです。代休を取れたとしても休日に労働をした事実は残るため、会社は割増賃金を支払う必要があります。

ワークルールの知識習得は大事!



就業規則には休日の扱いなども記載されているよ。自分の会社の規程をチェックしておこうね!

このページは連合HPでも配信中! 皆さんもお使いください。



連合HPで掲載中!
働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめたスターBOOKをぜひ活用ください。

次回は
2017年11月23日



ワークルール検定に挑戦しよう

労働基準法や労働組合法などの法律や、ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。厚労省も後援。

<http://workrule-kentei.jp/>

仕事での不安や悩みは、職場の労働組合に相談しましょう。職場に労働組合がない場合は、フリーダイヤル いこうよ れんごうに 「連合 なんでも労働相談ダイヤル (0120-154-052)」にご相談ください。

ゆるキャラグランプリ

2017

連合公式キャラクター

応援してユニ!



ユニオニオン

初立候補!

1日
1回

スマホ・携帯・パソコンから

毎日投票お願いします!



ゆるキャラ ユニオニオン

検索

●投票はこちらから▶

投票
期間

8/10火 10:00 ▶ 11/10金 18:00



初回のみID登録が必要です。